

**【重要】平成26年4月診療分以降のレセプト対応について**

平成26年3月24日に提供した診療報酬改定対応パッチプログラムでは、診療報酬明細書（以下、「レセプト」）及び診療報酬請求書については、記載要領が確定していない為、改正対応は行っていません。これについては、記載要領確定後に対応を行うこととなりますので、4月下旬に改めて記載要領に対応したパッチプログラムの提供を行う予定としています。審査支払機関に提出する平成26年4月診療分以降の紙レセプト・レセプト電算処理用提出データ（以下、「レセ電データ」）・診療報酬請求書・公費請求書については、必ず記載要領に対応したパッチプログラム適用後に作成を行ってください。

**<注意事項>**

過去の改定対応では3月に提供したパッチプログラムで、4月診療分以降の紙レセプトに「改正未対応」と記載し、レセ電データを作成出来ないようにする等の対応を行ってきましたが、今回提供したパッチプログラムではこれを行っていません。記載要領に対応したパッチプログラムを適用していない状態で作成したレセプト等を誤って審査支払機関に提出されることのないように注意してください。